

【大学改革支援・学位授与機構】

留意事項	対応する目標案
○ 大学ポートレート、認証評価結果等、業務を通じて法人が入手・保有する情報について、受け手である大学や学生等による活用が促進されるよう、公開内容や方法を検討の上、工夫しながら発信していくことを目標に盛り込んでいただく。	I 政策体系における法人の位置付け及び役割 これらの役割を十分に発揮するためには、認証評価において大学等の内部質保証の確立を促すような質の高い評価に率先して取り組み、先導的な役割を果たすこと、助成事業について助成金の交付及びフォローアップとしてその取組の実施状況等の把握等を行うこと、<u>大学等に関する情報など機構が業務を通じて入手・保有する様々な情報について、有機的に連携させることなどにより、受け手である社会や大学、学生等による活用がより促進されるよう、公表の内容や方法などを工夫した効果的な情報発信を行うことが重要である。</u>（2頁） III 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 1. 大学等の評価 （1）大学等の教育研究活動等の状況に関する評価 大学機関別認証評価、高等専門学校機関別認証評価及び法科大学院認証評価を実施し、我が国の大学等の教育研究活動等の質を保証し、その改善に資する。 <u>特に、調査研究や国内外の質保証機関との連携等により得られた成果等も活用し、各大学等の内部質保証体制の一層の強化の支援等、高等教育政策の動向を適切かつ迅速に反映した質の高い評価を行うとともに、取組の成果等を評価機関や大学等に提供すること等により、我が国の認証評価における先導的役割を果たす。</u> <u>また、評価の実施に当たっては、大学等の負担の軽減にも配慮した効果的な実施に取り組むとともに、大学等が評価の意義を実感できるよう配慮しつつ、大学等の特色や優れた取組などについて受け手である社会や大学等にわかりやすく伝えることを意識した情報発信等に取り組む。</u>（3頁） III 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 3. 学位授与 （3）学位授与事業の普及啓発 <u>機構による学位の授与に関する情報については、受け手である社会や高等教育学習者等による活用がより促進されるよう、公表の内容や方法などを工夫した上で積極的に発信し、ターゲットごとの有効な情報発信等による戦略的な広報活動などを通じ社会における理解の増進と高等教育学習者等への更なる周知を図るとともに、学位授与の申請等に関する適切な情報を提供する。</u>（6頁） 【評価指標】 3－3 学位授与事業の普及啓発に向けた取組状況（申請者数等を参考に判断） III 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 4. 質保証連携 （1）③大学ポートレート 大学における教育情報の活用を支援し公表を促進するため、大学ポートレート運営会議が示す運営方針に基

	づいて、大学ポートレートを活用する。 なお、受け手である社会や大学、学生等による活用がより促進されるよう、公表の内容や方法などを工夫した効果的な情報発信を行うため、機構が業務を通じて入手・保有する様々な情報の提供について、有機的に連携させるとともに、運用に当たっては、利便性の向上や機能の改善・充実等に速やかに取り組む。（７頁） 【評価指標】 ４－１－３ 大学ポートレートの運用状況（参加大学数等を参考に判断） Ⅲ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 ４．質保証連携 （１）④評価機関との連携 我が国の大学評価の更なる質の向上のため、他の評価機関と連携し、<u>認証評価の改善・充実や受け手である社会や大学等を意識した情報発信等に取り組む。</u>（７頁） 【評価指標】 ４－１－１ 大学等と連携して実施した取組の実施状況（研修等の開催実績等を参考に判断） Ⅲ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 ５ 調査研究 （３）大学等の改革支援及び学位授与に係る情報処理に関する調査研究 <u>機構の行う大学等の改革支援及び学位授与において、機構が有する情報を有機的に連携させ、我が国の大学等の改革の支援や学位の授与に対する社会の要請に応えるため、情報処理の観点からその情報基盤と情報分析に関する調査研究を行う。調査研究の成果については、機構の事業の改善等に活用するとともに、社会に提供・公表する。</u>（９頁） 【評価指標】 ５－１ 機構が行う事業への調査研究の成果の活用状況 ５－２ 社会への調査研究の成果の提供・公表状況
○ 引き続き、認証評価受審負担の軽減を図るとともに、特色・強みのアピールにつながるなど、大学等が法人による認証評価受審のメリットを実感できるような法人独自の認証評価・公表の工夫を行っ	Ⅰ 政策体系における法人の位置付け及び役割 <u>これらの役割を十分に発揮するためには、認証評価において大学等の内部質保証の確立を促すような質の高い評価に率先して取り組み、先導的な役割を果たすこと、助成事業について助成金の交付及びフォローアップとしてその取組の実施状況等の把握等を行うこと、大学等に関する情報など機構が業務を通じて入手・保有する様々な情報について、有機的に連携させることなどにより、受け手である社会や大学、学生等による活用がより促進されるよう、公表の内容や方法などを工夫した効果的な情報発信を行うことが重要である。</u>（２頁） Ⅲ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

ていくことについて、目標に盛り込んでどうか。	1. 大学等の評価 (1) 大学等の教育研究活動等の状況に関する評価 大学機関別認証評価、高等専門学校機関別認証評価及び法科大学院認証評価を実施し、我が国の大学等の教育研究活動等の質を保証し、その改善に資する。 <u>特に、調査研究や国内外の質保証機関との連携等により得られた成果等も活用し、各大学等の内部質保証体制の一層の強化の支援等、高等教育政策の動向を適切かつ迅速に反映した質の高い評価を行うとともに、取組の成果等を評価機関や大学等に提供すること等により、我が国の認証評価における先導的役割を果たす。</u> <u>また、評価の実施に当たっては、大学等の負担の軽減にも配慮した効果的な実施に取り組むとともに、大学等が評価の意義を実感できるよう配慮しつつ、大学等の特色や優れた取組などについて受け手である社会や大学等にわかりやすく伝えることを意識した情報発信等に取り組む。</u>（3頁） 【評価指標】 1－2 認証評価の先導的役割の取組状況（説明会や研修等の開催実績や成果等を参考に判断）
○ 「大学・高専機能強化支援事業」について、選定された大学等に対し、事業計画の実現に向け、必要な支援を行っていくことについて、目標に盛り込んでどうか。	I 政策体系における法人の位置付け及び役割 これらの役割を十分に発揮するためには、認証評価において大学等の内部質保証の確立を促すような質の高い評価に率先して取り組み、先導的な役割を果たすこと、<u>助成事業について助成金の交付及びフォローアップとしてその取組の実施状況等の把握等を行うこと</u>、大学等に関する情報など機構が業務を通じて入手・保有する様々な情報について、有機的に連携させることなどにより、受け手である社会や大学、学生等による活用がより促進されるよう、公表の内容や方法などを工夫した効果的な情報発信を行うことが重要である。（2頁） III 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 6. 大学・高専成長分野転換支援 基本指針及び「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法第十六条の三に規定する助成業務の実施に関する方針」（令和5年4月13日文部科学大臣認可。以下「実施方針」という。）に基づき、中長期的な人材の育成の観点から特に支援が必要と認められる分野の学部等の設置その他組織の変更に関する助成金の交付及びフォローアップとして<u>その取組の実施状況の把握等を行う。</u>（10頁） 【評価指標】 6－1 助成金の交付及びフォローアップの実施状況（公募・審査状況、選定件数等を参考に判断）